

法令等に基づいた適切な商業教育

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室教科調査官

西村 修一

1. はじめに

高等学校学習指導要領が平成21年に告示されて以降、様々な機会での学習指導要領について研修を深め、適切な教育課程の編成・実施に努められていることと思う。高等学校学習指導要領が実施されて3年目を迎え、改めて、関係の法令等に基づいて商業教育が展開されているかを確認していただきたい。

2. 学びの流れ

高等学校における商業教育は、学問を学ぶわけではない。検定試験に合格できる人材を育成しているわけでも、検定試験に合格する技術を習得させているわけでもない。社会で活躍できる人材を育成するものであり、実学の視点に立って、実社会で役に立つ知識や技術、能力や態度を身に付けさせるものである。それを実現させるためには、学びの流れが重要になる。高等学校学習指導要領の教科商業科では次の流れを想定している。

① 知識や技術などを身に付ける。

教室内の学習で、マーケティング、経済、会計、情報処理などの知識や技術を身に付ける。

② 実際のビジネスを理解する。

教室内の学習で身に付けた知識や技術をベースにして、ケーススタディ、ケースメソッド、ディベートなどビジネスの具体的な事例を取り上げた考察や討論を行い、実際のビジネスを理解する。

③ 企画力や創造力を養う。

身に付けた知識や技術、理解した実際のビジネスをベースとして、商品の開発、商標やパッケージデザインの考案、Webサイトの構築などを行い、企画力や創造力を養う。

④ 実社会で実践する力を磨く。

地域に出て、知識や技術、実際のビジネス、企

画力や創造力を、実社会で実践する力にまで磨きかける。

実際の授業の展開はどうであろうか。

知識や技術の習得で終わり、知識や技術も簿記や情報処理に偏っていたり、検定試験に合格するための技術の習得に重点が置かれていたりする事例が見受けられる。

知識や技術を習得させないで討論を行わせた結果、専門教育としてふさわしい討論の質にまで高まっていないといったこともあると思う。

また、知識や技術を習得させないで、商品開発や販売実習などを行わせた結果、商業を学んだ生徒でなくてもできるような活動にとどまっている事例も見られる。

教科商業科の教科目標には、知識と技術の習得、創造的な能力と実践的な態度の育成が示されている。これを実現するためには、上記の学びの流れを踏まえた商業教育を展開することが必要である。

3. 学科の設置

学科については、次のとおり高等学校設置基準に定められている。専門教育を主とする学科のうち、職業教育を主とする学科としては、8つの学科が示されている。これを具現化するものとして、高等学校学習指導要領に8つの教科が定められており、その第3章に各教科の目標や科目の内容等が示されている。

全国には、職業に関する各学科に属する学科として様々な学科が設置されているが、学科の特色を出そうとした結果、その学科が属する大学科本来の目的とは異なる教育課程編成をしている学校が一部に見受けられる。学科の目標や名称、教育課程等は、該当する教科の目標を踏まえて、その学科としてふさわしいものとしなければならない。

社会での活躍

②実際のビジネスを理解する。

ビジネスの具体的な事例を取り上げて考察や討論を行い、実際のビジネスを理解する。



ビジネスの事例についての討論

①知識や技術などを身に付ける。

マーケティング、経済、会計、情報処理の知識や技術などを身に付ける。



パソコン実習

④実社会で実践する力を磨く。

地域に出て販売実習や模擬株式会社経営などを行い、実社会で実践する力を磨く。



空き店舗販売実習

資格取得や競技会への挑戦



商業研究発表大会

③企画力や創造力を養う。

商品の開発、商標やパッケージデザインの考案、Webサイトの構築などを行い、企画力や創造力を養う。



高校生開発商品

学びの流れ

就職
事務職販売職などへの、専門的で実践的な学びに裏打ちされた自信を持つ

進学
専門性の基礎を学んだ上で、明確な目的意識を持つた大学での優位性のある進学

商業に関する学科について、教科商業科の目標に照らして、適切な学科目標と教育課程になっているかを確認していただきたい。

他の大学科で扱う内容を主として指導するにもかかわらず商業に関する学科に位置付けることや、商業に関する学科で扱う内容を主として指導するにもかかわらず他の大学科に位置付けることは適切ではない。

学科の名称や目標と教育課程とは、一致していることが必要である。教育課程を見て、どの学科のものであるのか読み取ることができないものは、学科の目標を実現できる教育課程となるよう見直すことが必要である。

また、設置者である教育委員会には、学科の設置や改編をする際には、大学科の持つ本来のねらいを踏まえ、その学科で何を身に付けるかを十分に検討した上で、学科の設置等を行うことが求められる。

高等学校設置基準

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

- 2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

三 商業に関する学科

4. 高等学校学習指導要領に基づいた教育課程

高等学校の教育課程については、次のとおり、学校教育法施行規則において、高等学校学習指導要領によることが定められている。高等学校学習指導要領に基づいた教育を行っているか、確認していただ

きたい。

例えば、科目「課題研究」については、高等学校学習指導要領にその目標が定められており、「商業に関する課題を設定し」と示されている。商業に関する課題とは言えない課題を設定した場合には、その生徒は、科目「課題研究」を履修したとは認められない。

科目「商品開発」については、商品を企画・開発し、流通させるために必要な知識・技術や能力・態度などを身に付けさせることをねらいとする科目であることから、商品の開発をゴールとして指導することは適切ではない。また、教科商業科の目標に照らして、食品のレシピ開発に重点を置いて指導することや、食品の製造そのものを指導することは、適切ではない。

科目「電子商取引」については、科目「文書デザイン」を再構成した科目であるが、この科目でウェブの指導を行うことは、この科目の目標に合致しない。

研究大会等で、教科商業科の授業としてふさわしいのか疑問に思う発表を目にすることがある。このような状況は、高等学校学習指導要領に基づいて授業を行わなければならないという意識が希薄であるため、高等学校学習指導要領とその解説を確認せずに授業を行っていることに起因しているように思う。

学校教育法施行規則

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

5. 専門教科・科目の最低必修単位数

高等学校学習指導要領では、次のとおり、専門学科においては、全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数は25単位を下らないこととされている。加えて、商業に関する学科については、この単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができるという規程がある。これは、昭和26年改訂版の学習指導要領一般編（試案）において、商業課程における外国語の重要性を踏まえて設けられたものである。大学進学への対応のためなら、専門教科・科目の単位数を減らして良いという趣旨で設けられたものではない。

専門教科・科目の単位数の基本は、25単位以上

である。進学対応を目的として商業科に関する科目の単位数を減らすことは、教育課程を「普通科化」させることであり、商業に関する学科の存在意義を自ら否定することになりかねない。

高等学校学習指導要領（第1章 第3款）

2 専門学科における各教科・科目の履修

- (1) 専門学科においては、専門教科・科目（第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。

6. 学校設定科目

平成11年3月告示の高等学校学習指導要領において、設置者が定めるとしてきた「その他科目」が、学校が定める「学校設定科目」となった。その結果多くの学校設定科目が設定されるようになった。

高等学校学習指導要領では、次のとおり、その科目の属する教科の目標に基づいて、名称、目標、内容、単位数等を定めることとされている。そのため、教科商業科の目標と整合しない学校設定科目を、商業科に関する科目として設けることはできないことになる。

また、高等学校学習指導要領で示されている科目を履修させた後にその内容の演習を行わせることを意図した学校設定科目については、高等学校学習指導要領で示された科目と同様の内容を扱う科目となることなどから適切ではない。

学校設定科目は、無制限に設定できるものではない。改めて、各学校で設定している学校設定科目が適切なものとなっているか、必要性があるかを検討していただきたい。

高等学校学習指導要領（第1章 第2款）

4 学校設定科目

……。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

7. 専門教科・科目による必修履修科目の代替

商業に関する学科の多くが、科目「情報処理」の

履修をもって共通教科情報科に属する科目の履修に代替している。しかし、科目「情報処理」を履修させると、自ずと共通教科情報科に属する科目「社会と情報」か科目「情報の科学」のいずれかの履修に代替できるというものではない。高等学校学習指導要領では、次のとおり、同様の成果が期待できる場合においては代替することができることとされている。いずれの科目を代替するかにより指導計画は異なってくることから、代替する科目を明確にして、同様の成果が期待できるよう科目「情報処理」の指導計画を工夫しなければならない。

高等学校学習指導要領（第1章 第3款）

2 専門学科における各教科・科目の履修

(2) 専門教科・科目の履修によって、上記1の必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

8. 職業学科における総合的な学習の時間の特例

商業に関する学科の多くが、科目「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修に代替している。高等学校学習指導要領では、次のとおり、同様の成果が期待できる場合においては代替することができることとされている。代替する場合には、同様の成果が期待できるよう科目「課題研究」の指導計画を工夫しなければならない。

高等学校学習指導要領（第1章 第3款）

2 専門学科における各教科・科目の履修

(3) 職業教育を主とする専門学科においては（略）課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

9. 検定済教科書の使用

教科商業科については、平成27年度使用分から、科目「課題研究」と「総合実践」を除く全ての科目について、文部科学省検定済教科書が発行されている。検定済教科書が発行されている科目については、次のとおり、学校教育法第34条及び第62条において、それを使用しなければならないことが定められている。

この規程は、生徒に購入させればよいという形式的なことを求めているものではない。日頃の授業において、主たる教材として使用することが必要である。検定試験に合格するための知識や技術を短期間に習得させることなどを意図して、検定試験向けの問題集を中心として指導することは、この規程に抵触する可能性がある。検定済教科書の使用義務があることを改めて確認し、主たる教材として検定済教科書を使用しつつ、生きたビジネスを生徒に理解させるために、市販の教材や自作教材等を適切に活用して授業を展開することが必要である。

学校教育法

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。（第六十二条において高等学校に準用）

10. 補助教材の適正な取扱い

平成27年3月4日付けで、初等中等教育局長名で「学校における補助教材の適正な取扱いについて」の通知が出された。これは、一部の学校で適切とは言えない補助教材の使用の事例が指摘されていることを踏まえて、改めて出されたものである。

本通知には、多様な見方や考え方ができる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないことなどが示されている。教科商業科においては、実際の経済社会やビジネスを扱うという特徴があることから、有益適切な補助教材を効果的に活用することが、商業教育の充実にとって必要なことである。

11. おわりに

平成18年度に、全国の高等学校において、卒業に必要な必修科目を履修させていないことが判明した。その結果、未履修科目の授業を、平日の始業前や終業後、長期休業期間中に実施するなど、生徒に多大な負担をかけることになった。このようなことを繰り返さないよう、改めて法令等を確認し、適切に教育課程を編成・実施していただきたい。